

日本共産党の山本のぶひろです。まず、知事提出議案1号、平成30年度熊本県一般会計補正予算において土地区画整理事業に要する費用として16億1,350万円が計上されております。また、同事業の施行条例が議案10号として提案されております。

同事業は、3月8日付で都市計画決定が行なわれ、6月4日には協議会が開催され、議論が始まっております。私は区画整理については、まちづくりを進める手法としてはいかなものかという意見を持っておりますけれども、しかし事がここまですすんできたからには、これ以上住民の方々の住まいや暮らしの再建を遅らせないためにも、ぜひ住民の意向を最大限尊重しつつ、住民合意で震災前よりもさらに安全で暮らしやすいまちづくりを、熊本県と益城町の力を結集して進めていただきたいと願うものであります。そのうえで、議案に対する私の意見を申し上げます。

まず第一に、そもそも震度7の激震に二度襲われた地域であります。まちづくり再建の前提として、地盤強化がはかられるべきであります。国土交通省は昨年3月、熊本地震からの益城町の市街地復興に向けた安全対策のあり方等に関する報告書の最終報告をまとめました。この中では、今回活動した活断層周辺では将来も活動する可能性が高く、したがって必要な地盤調査を行なうこと、また町の中心部で土地区画整理事業等による面的な市街地整備をおこなう際には、事業の計画を、被害リスク回避の観点から、活断層上の土地利用に配慮したものとすることが有効と考えられると警鐘を鳴らしています。そのうえで、強振動に対する安全対策として、建築物の耐震化のほか、宅地の耐震化について、火山灰湿土が広く分布する地域であることから、盛土剤の含水量調節および安定処理により入念に施工することが必要であると書かれてあります。こうした提言を、市街地再建の出発点の際の大前提として踏まえるべきであります。地震の際には建物が倒壊して道路がふさがれて緊急車両が通れなかった。だから広い道路が必要だということが強調されますが、建物が倒れないような対策がとられればそもそも道路を必要以上に拡張しなくても良いわけで、町の将来像にも大きく影響してくる問題であります。

第二に、県道熊本高森線の四車線化事業との関係であります。四車線化は、区画整理がかかる地域とかからない地域がございます。区画整理にかからないところは買収で土地を売り渡すわけですが、区画整理の区域は土地を提供しなければなりません。しかもかなり大きな減歩率が予想されます。これは相当な不公平感が生じるのではないのでしょうか。不公平感が生じないような事業範囲の策定が必要だったのではないのでしょうか。

第三に、事業決定の中身についてであります。地域住民の様々な個別事情、利害関係が複雑に入り混じっている状況を考えるならば、事業面積は小さい単位で分けたいほうがまとまりやすいことは言うまでもありません。28.3ヘクタールの広大な地域の中には例えば買収によるわずかなセットバックで道路幅が確保できるような地域もあります。地区全体を画一的に扱うのではなく、区域ごとの土地条件、居住者の生活状況やそれぞれの意見に応じたきめ細かな計画づくりにより、地域の実情に応じたまちづくりが可能となるのではないのでしょうか。またそもそも、28.3ヘクタールという事業区域の設定が妥当なのか、対象地域から除外して事業区域を縮小するという検討も必要に応じてなされるべきであろうと思います。また、事業決定では、道路の標準幅員の設定方針として、幹線道路は幅員14メートル以上を標準とする。区画道路については、原則として幅員6メートル以上を標準とする、とされています。しかし幹線道以外の道路幅を必要以上に広げすぎると、幹線道の渋滞を避けるために進入してくる通過車両の台数もスピードも増加するため安全度が下がるという最近の国土交通省の研究成果もあります。画一的な道路幅員の押し付けは慎重であるべきではないでしょう。

か。

区画整理事業は、道路の拡幅や公園整備、その他の公共施設を確保するための用地取得費用が、格段に少なく済むという、事業主体にとっての大きなメリットがあります。一方住民にとっては、自分の土地が減歩、換地という形で失われる、あるいは清算金という形で新たな費用負担が強いられることとなります。住民にそれだけの負担を求めるわけですから、何度でも繰り返しますけれども、県や益城町は、住民の声に本当に謙虚に耳を傾け、行政側からの提案にこだわらず住民の意見を柔軟に取り入れ、住民主体のまちづくりという目標に向けて重責を果たしていただくよう求めるものであります。

次に、議案27号、28号、および29号、専決処分の報告および承認についてであります。いずれも、熊本県育英資金貸付金の支払い請求についての訴えの提起であります。毎回申しておりますが、育英資金の返還を遅滞している当事者を名指しし、延滞返還金および延滞利息を一括して支払うよう求めることや訴訟費用は被告らの負担とすること、などの強硬なやり方には反対であります。奨学金問題対策全国会議の事務局長を務める岩重よしはる弁護士は、学費の高騰や家計の悪化が進む一方、卒業後も非正規労働など低賃金・不安定労働が蔓延する中で、延滞をしている人のほとんどが、悪質なケースではなく、返したくても返せない状況だと強調されています。そうした人達に裁判に訴えて繰り返し一括請求するやり方はますます延滞者を追い詰めるものであり、これから育英資金の支援を得る事を検討している家庭に対しても、制度の利用に二の足を踏むような状況を招きかねません。そうなると、学びと人生を応援するという育英資金制度の趣旨そのものも活かされなくなってしまうのではないのでしょうか。裁判に訴えるという強硬的なやり方でなく、個別事情に寄りそい、滞納の解消方法について親身な相談に応じていく姿勢を県に求めたいと思います。

以上での理由で議案に反対することを申し上げ、討論を終わります。